

八潮市個人情報保護条例

の見直しに関する答申

平成29年11月

八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会

答 申 に 当 た っ て

平成 29 年 5 月 30 日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）」及び「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成 28 年法律第 51 号）」が施行された。

同法の施行に当たっては、地方公共団体に対し、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い、非識別加工情報の仕組みの導入等について、地域の実情に応じた適切な個人情報保護対策を実施するため、個人情報保護条例の見直しが必要である旨の総務省大臣官房地域創造審議官通知があったところである。

そこで、八潮市個人情報保護条例についても、法改正の趣旨を踏まえ、見直しを検討する必要があることから、八潮市情報公開・個人情報保護制度運営審議会は、平成 29 年 11 月、市長から「八潮市個人情報保護条例の見直しについて」の諮問を受けた。

八潮市個人情報保護条例は、平成 10 年 7 月の施行以来、個人情報の保護のためにその役割を果たしてきている。当審議会では、今回の法改正が、個人情報の保護を図りつつ、その適正かつ効果的な利活用を積極的に推進していく観点から実施されていることに留意しながらも、八潮市個人情報保護条例における必要な事項の整備や規定内容の見直しについて、慎重に審議を行い、当審議会の答申に至ったものである。

今後、八潮市においては、この答申を踏まえ、条例の改正をはじめ、より一層の制度の充実に向けて全庁を挙げて個人情報保護の推進に積極的に取り組まれることを期待するものである。

平成 29 年 11 月 22 日

八潮市情報公開・個人情報保護制度
運営審議会 会長 渋谷 敏 男

平成 29 年 11 月 1 日付け、八潮総発第 662 号で諮問のあった八潮市個人情報保護条例の見直しに関する意見について、下記のとおり答申する。

記

1 目的規定について

行政機関個人情報保護法では、個人情報の保護を図りつつも個人情報の有用性について「適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものである」として、その旨を目的規定に追加している。

本市における目的規定の見直しについては、後述する非識別加工情報に係る制度の導入の検討と併わせ、適宜検討を行うことが適当であると考ええる。

2 「個人情報」の定義の明確化について

法改正により個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確化されている。条例においても法で新たに導入された個人識別符号について法との整合を図り、個人情報の定義を明確化することは市民にとってもメリットがあると考えられることから、個人情報の定義について改正することが適当である。

3 要配慮個人情報の新設について

現行の条例において、原則として取り扱ってはならないとされている思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報に関する取

扱いについては維持しつつ、法改正により新たに定義付けられた「要配慮個人情報」との整合を図ることが適当であると考えます。

なお、自己に関する要配慮個人情報の保有状況等の実態をよりの確に認識し得るようにするため、個人情報ファイル簿においても、要配慮個人情報の有無を記載することが望ましいものと考えます。

4 非識別加工情報に係る制度の導入について

行政機関個人情報保護法が改正され、国の行政機関が保有する個人情報について、個人の権利利益の保護及び行政の事務の適正かつ円滑な運営に支障を生じない範囲で、非識別加工情報を事業者に提供する仕組みが導入された。

国は、地方公共団体の保有する個人情報についても、その適正かつ効果的な活用は、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな生活の実現に資するものであるとの考えを示している。また、同様の観点から官民データ活用推進基本法において、官民データ活用の推進に関し、国の施策と地方公共団体の施策との整合性の確保等が規定されているところである。

一方で、市においては、国と同様に個人情報を復元できないように非識別化する技術があるか、非識別加工情報を導入した場合にチェック機能をどのように有効的に働かせることができるのか、個人情報の標本数が少ない場合には基準に従って非識別化したとしても特定の個人が識別されるおそれは払拭できないのではないかと懸念がある。

また、現時点においては、非識別加工情報に係る制度の導入に積極的である地方公共団体は埼玉県内においても寡少な状況との報告もあった。

当審議会としては、非識別加工情報に係る制度の導入については、当該制度を導入することにより得られる経済効果等のメリットや情報漏洩等のリスクを見極めながら、時間を掛けて慎重に検討することが適当であると考えます。

なお、当該検討事項については、埼玉県その他の地方公共団体の動向や国及び埼玉県が策定する官民データ活用推進基本計画等も参考に適宜検討を継続するべきであると考ええる。

5 小規模取扱事業者の取扱いについて

現行の条例では、事業者の保有する個人情報の保護に係る規定を置いているが、当該規定については、改正前の個人情報保護法において対象とされていなかった5,000人分以下の個人情報を取り扱う小規模取扱事業者（条例において「特定事業者」と定義している。）を対象とする規定と全事業者を対象とする規定とに区分されている。

法改正により小規模取扱事業者についても法による規制の対象に含まれることとなるため、条例第54条から第58条までの特定事業者に係る規定は、その意義が失われたものと認められることから削除することが適当である。

なお、当審議会としては、近年の法改正における個人情報の有用性の高まりに起因する種々の課題に市が適切に対応する必要があると考える。

今後、国や埼玉県が策定する官民データ活用推進基本計画等や民間の匿名加工情報及び国や他の地方自治体の非識別加工情報の制度の動向を見極めながら、適宜、必要な個人情報の利活用が図れるよう継続的に検討を行うとともに、市民にとって安全・安心な個人情報の保護を図るための取組みの必要性について付記する。